

2025 年度（第 16 回）日本頭蓋顎顔面外科学会専門医 認定審査についての手引き

2025 年 4 月

一般社団法人日本頭蓋顎顔面外科学会
理事長 奥本 隆行
専門医委員会
委員長 関堂 充

一般社団法人日本頭蓋顎顔面外科学会は、日本頭蓋顎顔面外科学会専門医制度規則および同施行細則に基づき、第 16 回専門医認定審査を下記の要領で実施いたします。

1. 専門医審査申請者の資格

専門医審査申請者の資格は、日本頭蓋顎顔面外科学会専門医制度規則第 3 章第 6 条の申請資格を有する者です。

- 1) 形成外科専門医の資格を有していること
- 2) 学会の会員歴を連続して 3 年以上有していること
(2022 年 7 月末までに入会した会員)
- 3) 形成外科専門研修プログラム修了後もしくは形成外科専門医取得後、学会が定める研修施設において 3 年以上の頭蓋顎顔面外科に関する臨床経験を有していること
※国内において形成外科を標榜し常勤の専門医が 1 名以上いる施設とし、国外における頭蓋顎顔面外科分野の専門施設も可とする。(制度規則第 3 章第 6 条)
※当分の間は一般社団法人日本形成外科学会領域専門医制度専門研修プログラムにおける基幹施設および連携施設も可とする。(制度施行細則第 4 条)
- 4) 頭蓋顎顔面外科分野に関する学術業績を有すること
- 5) 学会が主催する専門医認定教育セミナーもしくは学術講習会の受講歴を 2 回以上有していること

2. 認定審査用書類の様式について

以下の認定審査用書類が日本頭蓋顎顔面外科学会ホームページに掲載されています。書類をダウンロードし、ご使用下さい。

- 1) 日本頭蓋顎顔面外科学会専門医認定申請書（様式 1）
- 2) 履歴書（様式 2）
- 3) 業績目録（様式 3）
- 4) 治療記録（様式 4）
- 5) 手術症例の一覧表（様式 5）
- 6) 研修歴証明書（様式 6）
- 7) 申請書類チェックリスト（様式 10）

3. 認定審査用提出書類

申請書類チェックリスト（様式 10）を用いて申請書類に不足が無いようご確認をお願い

いたします。また、これを全体の表紙とし番号順に整理してご提出ください。

- 1) 日本頭蓋顎顔面外科学会専門医認定申請書（様式 1）
- 2) 履歴書（様式 2）
- 3) 日本国医師免許証（コピー）
- 4) 形成外科学会専門医の認定証（コピー）
- 5) *研修歴証明書（様式 6）
- 6) 教育セミナーもしくは学術講習会の**受講証明証（2 回分）
- 7) 業績目録（様式 3）
- 8) 症例の記録（様式 4：治療記録、様式 5：手術症例の一覧表）
- 9) 認定審査料振込の領収書（コピー）

*研修施設に“週 1～2 日”在籍されていた場合は、その年限の半分をカウントします。

研修施設に“週 3 日以上”在籍されていた場合は、その年限をすべてカウントします。

**第 6 回（2010 年度）以降の学術講習会を対象とします。

4. 書類提出期間

2025 年 6 月 1 日～2025 年 7 月 31 日（必着）

5. 書類送付先および認定審査料振込先

認定審査提出書類は、レターパックや簡易書留等にて委員会へ送付してください。

〒169-0072

東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9 階

（株）春恒社 学会事業部内

一般社団法人日本頭蓋顎顔面外科学会 専門医委員会 宛

TEL：03-5291-6231

認定審査料：10,000 円

郵便振替口座：00130-4-179168 加入者名：一般社団法人日本頭蓋顎顔面外科学会

※通信欄には必ず“専門医認定審査料”と明記してください。

6. 専門医認定書類審査の実施時期

2025 年 9 月上旬までに実施いたします。

7. 専門医試験の実施時期

第 43 回日本頭蓋顎顔面外科学会学術集会期間中に実施いたします。

8. 認定審査の結果の発表および登録

認定審査の結果は、専門医委員会が理事長に報告し、理事会の議を経て申請者に通知します。認定登録料 10,000 円の納付（振込先は同上）を確認した後、理事長が学会の専門医資格名簿に登録のうえ公示します。認定証は、追って理事長が本人に送付します。

9. 申請書類記入・作成に関する注意事項

- 1) 記載は、印字か、黒インクまたはボールペンを用いて楷書で記載してください。用紙の所定欄に納まるよう作成してください。
- 2) 年号の記載は西暦を用いてください。
- 3) 業績目録に併せて、学術集会プログラム抄録集の申請者の発表（講演）が掲載されているページの写し、論文の最初のページ（題名と執筆者が記載されている）の写しを添付して下さい。

4) 症例の記録を作成する際、以下の点にご留意ください。

●症例の記録として、所定の治療記録（様式4）、手術症例の一覧表（様式5）を提出して下さい。

20症例は執刀例、指導例もしくは第1助手を務めた症例に限ります。

20症例のうちパワーポイントで写真を提出する10症例については、申請者の代表例を提出し、執刀例もしくは指導例に限ります。

●提出する手術例（20例）は、下記手術が該当します。

- a) 顔面骨骨折観血的整復術
- b) 顔面骨の骨切り移動術（顎変形症、鼻骨など陳旧性顔面骨骨折に対する、その他の顔面の変形に対する骨切り術、上顎・下顎再建術）
- c) 顔面への骨・軟骨移植術（顔面の様々な変形に対する移植術に加えて、隆鼻術、顎裂骨移植術、小耳症耳介再建術なども含む）
- d) 頭蓋骨形成術（後天的、先天的頭蓋変形や欠損に対する自家骨移植術、人工骨移植術、骨切り移動術など）
- e) 頭蓋・顔面軟部組織の広範なもしくは主要部位の欠損、損傷、変形に対する再建手術（外傷、腫瘍切除後、顔面神経麻痺や眼瞼下垂、その他の原因による）
*主要部位とは眉毛、眼瞼、鼻、口唇、耳介などが該当する。
- f) 顔面骨格・軟部組織の美容外科手術
- g) 口唇口蓋裂に対する形成術
- h) その他の顔面、耳介、頸部の先天異常に対する形成術
- i) 頭蓋顔面領域の腫瘍切除術（耳下腺腫瘍、血管腫・血管奇形、眼窩内腫瘍（深在性のもの）、線維性骨異形成症などの骨疾患や骨腫瘍、など）

注：上記a)～i)のうち最低3領域以上を含むことが必要です。

委員会において、申請者の代表症例として相応しくない症例（いわゆるマイナーな手術症例）として認定された症例が3例以上ある場合は書類審査が不合格となります。ご留意下さい。マイナーな症例としては、局所の小皮弁を用いた顔面軟部組織再建例、鼻骨骨折の非観血的整復術や頬骨弓単独骨折の整復術、局所麻酔下に短時間で終了したような手術例が該当します。なお、提出症例についてのQ&Aが学会ホームページに掲載されていますので必ずご覧下さい。

（学会HP > 専門医制度）

- 提出する手術例（20 例）のうち 10 例について、術前、術中、術後（術後 180 日以上経過）の写真が必要とします。術中写真とは、原則として執刀開始から縫合終了前までの手術の途中経過を示す写真を示します。デザインと縫合終了直後は術中に含まれません。
- 10 例の内訳は、上記領域 a) ～i) のうち最低 3 領域以上を含むことが必要です。
- 同一術式による症例は 2 例以内としてください。
- 骨組織の再建例では画像（XP や CT）についても術前、術後（原則として術後 3 ヶ月以上経過）の写真が必要です。
- 術前に機能異常（咬合、開口、眼球運動など）が認められる場合、術前の状態とともにその術後経過がわかる記録（写真など）を付けてください。
ただし、予測される機能異常がなかった場合においても、術前診断において検査や画像撮影を行っている場合はその所見を付けてください。
- 形態的改善を目的とした手術の場合は、治療目標と治療後の形態的評価を記載してください。
- 小耳症は初回の肋軟骨移植術と、二期的に行われる耳介挙上術をそれぞれ一つの手術として提出できます。
- 写真は横長画像のパワーポイント形式で作成し、10 例一括したファイル（症例ごとにファイルを分けず）で CD-R に保存して提出してください。
写真には症例番号と執刀例であるか指導例であるかを明記し、必ず説明文を付記してください。なお、原本は申請者が責任を持って保管してください。
- 特に 10 症例には要配慮個人情報（機微情報）が含まれている可能性があるためデータを暗号化するなどして厳重に取り扱うようお願いいたします。
- 書類審査において再提出を求められた場合、症例の差し替えは原則として認めません。ただし、委員会から差し替えを求めた場合はその限りではありません。

10. 問い合わせ先

一般社団法人日本頭蓋顎顔面外科学会専門医委員会 委員長 関堂 充
〒305-857 茨城県つくば市天王台 1-1-1 筑波大学大学院 臨床医学系 形成外科
E-mail : msekido@md.tsukuba.ac.jp

お問い合わせは、E-mail をお願いいたします。